

■議案第95号 平成23年度一般会計補正予算（第3号）

【要旨】

四万十町汚泥再生処理センター建設工事については、平成24・25年度の2ヵ年で設計・施工を行うこととしているが、設計に約5ヶ月、施工に1年半程度を要する見込みである。

このため、汚泥再生処理センターの建設事業者の選定については、平成23年度に総合評価落札方式による入札公告を行い、入札参加業者を広く募集することにより、優秀な技術提案を求め、技術提案による技術点と平成24年度において実施する入札による価格点の総合評価により落札業者を決定する予定である。

本年度に行う入札公告は入札行為の一つであり、入札行為は契約行為の一連の手続きの一つであること、落札者が決定された場合には、町は原則として落札者と契約を結ぶ義務を負うことなどから、平成24・25年度における汚泥再生処理センター建設に係る工事費15億8千万円を限度額とした債務負担行為を今回設定する。

■ 総合評価方式で実施する理由

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の導入が規定されている。

また、平成18年7月に環境省から「廃棄物処理施設建設工事の入札・契約の手引き」により、汚泥再生処理施設は、性能や品質、水処理技術の独自性等、「価格」の他に「価格以外の条件や要素」を評価の対象に加えて、総合的に評価し、最も優れた者を落札者とする方式（総合評価方式）による発注方式に改善するための技術的助言が示されている。

■ 設計施工を一体的に発注する理由

汚泥再生処理施設を構成する技術は、化学機械、電気、機械工学等を総合化した通常高度な技術であり、また、それぞれのプラントメーカーにおける独自性と、確立された実績がある。

建設にあたり、設計（実施設計）と施工を総合化できる技術力を有するプラントメーカーに一体的に発注することが工事施工上の瑕疵にとどまらず、設計に起因する瑕疵についても責任を負わせることができ、契約対象施設の性能が確実に担保されるという利点を有しているため。

入札公告から契約までのスケジュール

